平成26年2月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再 審査請求人に対してした、後記「理由」欄第 2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決 を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日に厚生年 金保険法(以下「厚年法」という。) 附 則第8条の規定による老齢厚生年金(以 下「特老厚年金」という。) の受給権を 得たが、65歳に達したことにより同年 金の受給権を失権し、平成○年○月○日 以後は、同法第42条の規定による老齢 厚生年金(以下、特老厚年金と併せて「 老齢厚生年金」という。) を受給してい る。請求人の老齢厚生年金には、加給年 金額が加算されていなかったため、請求 人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生 労働大臣に対し、定額部分支給開始当時、 A(以下「A」という。)と婚姻関係にあっ たとして、Aを加給年金額の対象者とし た、老齢厚生年金・退職共済年金加給年 金額加算開始事由該当届(以下「本件該 当届」という。)を提出した。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成 〇年〇月〇日付で、「定額部分の支給を 受けることができることとなった当時、 加給年金額対象者の生計を維持している とは認められないため、当該者(注: Aを指す。)は加給年金額対象者とされ ませんので通知します。」として、Aを 加給年金額対象者としない旨の処分(以 下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記 の社会保険審査官(以下「審査官」とい う。)に対する審査請求を経て、当審査

会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の額は、その年金額の計 算の基礎となる被保険者期間が240月 以上である場合、受給権者がその権利を 取得した当時(昭和16年4月2日以後 に生まれた男子にあっては定額部分の支 給を受けることができることとなった当 時。以下「定額部分加算時」という。)、 その者によって生計を維持していたその 者の65歳未満の配偶者で、かつ、当該 配偶者が将来にわたって850万円以上 の年収(又は655万5000円以上の 年間所得)を有すると認められる者以外 の者(以下、収入にかかわる要件を「収 入要件」という。)がいるときに、厚年 法第43条に定める額に配偶者に係る 加給年金(以下「加給年金額」という。) が加算される。(厚年法第44条第1項、 国民年金法等の一部を改正する法律(平 成6年法律第95号) 附則第30条第1 項により読み替えられた厚年法附則第 16条及び厚年法施行令第3条の5)。
- 2 本件の場合、請求人は、請求人の老齢 厚生年金について、加給年金額が加算されないことを不服としているのであるから、本件の問題点は、上記法令の規定に 照らし、請求人の上記主張を理由がある ものとして採用できるか否かである。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によると、上記第2記載のほかに、次の各事実が認められる。
 - (1) 請求人は、昭和○年○月○日に初めて厚生年金保険の被保険者(以下、単に「被保険者」という。)資格を取得してから、平成○年○月○日(請求人は60歳)付で同資格を喪失するまでの間、401月の被保険者期間を有し、請求人に係る特老厚年金の定額部分加算時は、平成○年○月○日(64歳到達時)である。
 - (2) 請求人は、平成○年○月○日、国籍を中国とするA(○年○月○日生)と中国の方式による婚姻をし、同年○月○日付で、その証書を○○市長に提

出した。

- (4) 請求人に係る戸籍の附票によれば、 請求人は、平成○年○月○日を住定日 として、○○○の居宅に転居した後、 同○年○月○日を住定日として、中 華人民共和国(以下「中国」という。) に転居し、その後同○年○月○日を住 定日として、○○○の居宅に転居した。
- (5) Aに係る登録原票(平成○年○月 ○日付交付)記載事項証明書(平成○ 年○月○日付)によれば、上陸許可年 月日は○(平成○)年○月○日、在留 の資格は「日本人の配偶者等」、在留 期間は○(平成○)年○月○日から○ (平成○)年○月○日まで、居住地は ○○の居宅であり、世帯主の氏名は 請求人、世帯主との続柄は妻である。
- (6) Aの平成○年分の所得は、給与収 入額として○○○万○○○○円であ る。
- (7) 請求人の日本国旅券(以下「旅券」という。)によれば、平成○年に○回の中国への出入国の記録が見られるが、それ以降の出入国についての記録はない。請求人の旅券の有効期間終了日は、「○ ○○○ ○」(注:平成○年○月○日)である。
- (8) 請求人が作成した平成○年○月○日付生計同一関係に関する申立書によれば、同居についての申立として、「平成○年○月○日に中国えの転出届を出しましたが実際にわ中国にわ行かず○○に行きました。その為○年○月○日に市役所にいって変更届出しました。ので平成○年○月○日から平成○年○月○日までわ○○市にいました。」と記載され、請求人からAへの経済的援助は「あり」「毎日の生活費を負担し

ていました。」と記載されている。

○年○月中頃に結婚後一度も中国に いって行ってないので、義父や、義母に 会ってないので挨拶をかねて妻の実家 (中国) へ旅行にいくことにした。中国 は広く、又、色色な、行事が多く、特に 2月の旧正月はかかせないということで 半年から1年ぐらい行くことにした。出 発の前日に a 所の○○課に行って旅行で 半年から一年ぐらい、中国に行くと言っ たら転出届を出してほしいというので出 した。翌日手続をしようと思ってパス ポートを見たら○年○月に切れる為、帰 国時に何か問題がおきると思い断念した が、なんとか旅行をしたくて、いろんな 人に相談したら妻の親類の知人の紹介で ○○に行くことにした。○○は、初めて でこれから○○は寒くなるのでいい。出 発してから、実際にわ中国へ行かず○○ に行ったのだが、今は日本(○○)なの でそのまま過ごした。新婚旅行に行てな かったので、よい旅にする為に、観行、 買物、ゴルフ、水泳、グルメなと色々し て夫婦で楽しだ。毎日々が、楽しく過ご し、このまま帰りたくなかったが、○年 の○月に妻の(入管での更新)が有る為 ○年○月○日に帰った。○月○日に○○ 課に行って帰ってきたと言うと転入の手 続をしてくれとのことでした。○月の中 頃に年金の加給金の手続をした。その時 に○年○月○日の(誕生日が○月○日) 住所が住民票によると中国になっている のでだめだと言われた。後日○○課に いって実際には中国に行かず○○に行っ た。ことや、パスポートを見せて、出国(○ 年○月) していない、し又、中国で転入 の手続もしていない、といって住所の変

更をもとめたが絶対にだめと云われ、受けつけてくれない。その後4~5回も交渉したがだ目だった。何か対策はないのかと言ったら、戸籍謄本のふひょうという書類で対おうできるというので、手出した。(以下省略する。)

- (10) 請求人は、審査官に対し、○○旅行時のものとして、請求人とAが一緒に写った写真を3枚提出した。
- (11) 請求人は、再審査請求時、当審査会 に対し、B及びCが作成したとする、以 下の内容が記載された書面を提出した。

私は以前〇〇市〇〇〇丁目〇一〇に 住んでいた日本人名(B)です。この度 D様の依頼で以下を証明します。AD夫 妻 D Aは以下の日付で〇〇市〇〇〇 丁目〇一〇に滞在していました 平成〇 年〇月〇日~平成〇年〇月〇日まで 以 上 相違ありません

ВЭ

Bさんの述べるとおり相違ありません 第三者 日本人名 C⑩ 日本語はうまく書けないので翻訳ソフトで翻訳しました。夫に作成してもらいました。

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。)を定めているが、それによると、所定の生計同一要件及び収入要件を満たす場合に生計維持関係にあるものと認定される。

認定対象者が配偶者又は子である場合の生計同一関係の認定要件は、① 住民票上同一世帯に属しているとき、② 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき、③ 住所が住民票上異なっているが、次アまたはイのいずれかに該当すると

きのいずれかに該当することとされている。

- ア 現に起居を共にし、かつ、消費生 活上の家計を一つにしていると認め られるとき
- イ 単身赴任、就学又は病気療養等の 止むを得ない事情により住所が住民 票上異なっているが、次のような事 実が認められ、その事情が消滅した ときは、起居を共にし、消費生活上 の家計を一つにすると認められると き
 - (7) 生活費、療養費等の経済的な 援助が行われていること
 - (イ) 定期的に音信、訪問が行われ ていること
- (2) 本件の場合、Aが請求人の配偶者であること、及び認定基準の収入要件を満たしていることについて、当事者の間に争いはないのであるから、本件の問題点は、請求人に係る定額部分加算時(平成○年○月○日)において、請求人とAとの間に、生計同一関係が認められるか否かである。
- (3) 請求人は、Aと平成〇年〇月〇日 に婚姻し、Aは、在留許可に係る期間 を平成○年○月○日から同○年○月○ 日までの期間とし、世帯主を請求人と する○○の居宅において、世帯主の妻 として登録原票に登録されていること は明らかであるところ、請求人の戸籍 の附票によれば、請求人は、平成○年 ○月○日を住定日として、中国に住所 を移し、その後、○○の居宅に住所を 移したのは、同○年○月○日である。 これらの資料からは、請求人に係る定 額部分加算時において、請求人は中国 に居住し、請求人の配偶者であるAは ○○の居宅に居住していることになる が、それに対し、請求人は、平成○○ 年○月ごろ、Aの実家である中国に、 半年から1年くらい旅行するつもり で、a所で転出届を出したが、その後、 請求人の旅券が平成○年○月に失効す るため、中国に行ったのでは帰国の際

に、問題が起こっては困ると思い、A の親類の紹介で、行き先を○○に変更 した、○○では、観光、買物、ゴルフ、 水泳、グルメ等、夫婦で楽しみ、平成 ○年○月にAの入管での更新があるた め、同年○月○日に○○の居宅に帰っ た旨主張し、○○で写したとされる夫 婦の写真3枚及び○○市で滞在したと されるBの証言の書面を提出している ところ、請求人の旅券によれば、それ が平成○年○月○日に失効することは 明らかであり、請求人の主張に不自然 なところはなく、平成○年○月○日か ら同○年○月○日までの間、請求人が Aと離れて、ひとり中国に居住してい たとは考えにくく、当該期間、請求人 とAは、起居を共にし、かつ、消費生 活上の家計を一つにしており、生計同 一であったと見るのが相当である。

(4) 以上によれば、請求人は、定額部分加算時において、Aと生計同一であり、生計維持関係にあったと認めることができるから、これと異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。